

「楽Pay」特約

第1条(趣旨)

「楽Pay」特約(以下「本特約」といいます。)は、会員規約を内容とするカード会員契約に基づき当行が発行するカードの楽Payサービスに関して必要な事項を定めることをその趣旨とします。

第2条(定義)

- 1.本特約において、別紙A「楽Pay」特約定義集各号に掲げる語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、当該各号に掲げる意義を有するものとします。
- 2.本特約において、会員規約中に定められた語句は、本特約中に別異に定められている場合を除き、会員規約に定められた意義を有するものとします。

第3条(本特約と本契約の関係)

- 1.本特約は、会員規約と一体となって、楽Payサービスの登録、利用その他楽Payサービスに関する事項につき適用され、特約本人会員との間の本契約の内容をなすものとします。ただし、法令または会員規約に定めるところに従い本特約が変更された場合には、変更後の本特約が会員規約と一体となって、特約本人会員との間の本契約の内容となります。
- 2.本特約中に定められた事項は、楽Payサービスに関し会員規約に優先して適用されるものとします。

第4条(楽Payサービスへの登録等)

- 1.本人会員(本人会員となるとする者を含みます。)は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が承諾することにより、特約本人会員となることができます。
- 2.当行が前項の申込を承諾したときには、当行は当該申込者につき楽Pay登録を行うものとします。

第5条(指定金額)

- 1.特約本人会員となるとする者は、第4条第1項に定めるところにより登録を申し込むにあたり、指定金額を指定するものとします。
- 2.前項により指定できる金額は、3千円以上10万円以下の範囲とし、3千円以上1万円以下の範囲にあっては1千円単位、1万5千円以上10万円以下の範囲にあっては5千円単位の金額とします。
- 3.前項の規定にかかわらず、楽Pay登録期間中の本サービス利用代金等に係るリボルビング払いの支払額算定方法が、第8条第2項に定めるところにより特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いであって平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式となる場合には、指定できる金額の最低額は、楽Pay登録時点のショッピングリボ残高に照らしショッピング利用手数料のみの支払となる金額を指定金額とすることはできないものとします。

第6条(本サービス利用代金等)

本サービス利用代金等は、カード等の利用日が楽Payサービス期間中である以下の各号の金銭債務をいいます。ただし、当行が別に定める範囲のショッピング利用代金を除きます。

- (1)特約会員がカード等を利用したことによるショッピング利用代金であって、指定されまたは指定されたものとみなされた支払方式(以下本条において「指定支払方式」といいます。)が1回払いもしくはリボルビング払いであるもの
- (2)本契約の規定により特約本人会員がカード等利用代金等相当額の支払義務を負担する場合であって、当該カード等利用代金等相当額が、支払方式を1回払いまたはリボルビング払いとするショッピング

の利用により生じたもの

- (3)特約会員がカード等を利用しもしくは利用したものとみなされたショッピング利用代金または特約本人会員が支払義務を負担するカード等利用代金等相当額につき、本契約の定めに従い支払方式がリボルビング払いに変更されたもの
- (4)特約会員が利用した有償付帯サービスの利用代金または手数料であって、当行が別に定めるもの

第7条(リボルビング払いとしての取扱い)

楽Payサービス期間中のショッピング利用については、ショッピング利用時に支払方式を1回払いとして指定した場合(会員規約第60条(支払方式の指定)第2項または第3項により1回払いと扱われるものを含みます。)もリボルビング払いを指定したものとして取り扱われるものとし、特約会員は、会員規約第39条(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用)および第40条(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)の定めに従わなければならないものとします。

第8条(特約リボルビング払いの支払方式および支払額算定方法)

- 1. 楽Pay登録期間中の特約ショッピングリボ残高は、すべて特約リボルビング払いとし、本特約に定めるところに従い、本特約に定める手数料とともに支払うものとします。
- 2. 特約リボルビング払いの支払額の算定方法は、楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るリボルビング払いの支払額算定方法の別に応じて、次のとおりとします。

	楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るリボルビング払いの支払額算定方法	特約リボルビング払いの支払額算定方法
(1)	元利型残高スライド方式 元利型定額方式	特約元利型定額方式
(2)	元金型残高スライド方式 元金型定額方式	特約元金型定額方式
(3)	ボーナス併用リボルビング払い	特約ボーナス併用リボルビング払い

第9条(特約リボルビング払いの支払額の算定方法等の変更)

- 1. 特約本人会員は、当行所定の時期方法により申し込み、当行が認めるごとにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法等を、以下のとおり変更することができるものとします。
 - (1)特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、それぞれ特約元金型定額方式または特約元利型定額方式に変更すること。
 - (2)特約元利型定額方式または特約元金型定額方式を、特約ボーナス併用リボルビング払いに変更すること。
 - (3)特約ボーナス併用リボルビング払いを、特約元利型定額方式または特約元金型定額方式に変更すること。
 - (4)特約元利型定額方式または特約元金型定額方式の指定金額を変更すること。
 - (5)特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法もしくは指定金額またはボーナス月もしくはボーナス月加算額

を変更すること。

- 2.前項第2号または第5号の変更については、会員規約第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第2項および第3項を準用します。
- 3.第1項第4号および第5号のうち指定金額の変更については、第5条(指定金額)第2項および第3項を準用します。この場合において第5条第3項に「第8条第2項に定めるところにより」とあるのは、「第8条第2項に定めるところによりまたは第9条第1項に従い」と、「楽Pay登録時点のショッピングリボ残高」とあるのは、「第1項に従い変更する時点の特約ショッピングリボ残高」と読み替えるものとします。
- 4.第1項の変更は、各月の約定支払日に対応して当行があらかじめ定める日までに完了することにより、当該対応する約定支払日以降変更されるものとします。

第10条(本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法)

- 1.本サービス利用代金等のショッピング利用手数料は、本サービス利用代金等残高が完済に至るまで、締切日翌日から翌月締切日までの期間ごとに計算するものとし、当該期間中における以下の計算式で日々定まる額の合計額とします。ただし、当該合計額に1円未満の端数がある場合にはこれを切り捨てます。
●所定本サービス利用代金等残高×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365
- 2.前項の所定本サービス利用代金等残高とは、その日の最終の本サービス利用代金等残高のうち支払を遅滞していないものから、本サービス利用代金等に係るカード等利用の日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日が到来していない本サービス利用代金等の額を減じた金額(100円未満切捨て)をいいます。
- 3.本サービス利用代金等については、カード等利用の日から、同日以降直近の締切日の後最初に到来する約定支払日の前日までは、ショッピング利用手数料は生じないものとします。

第11条(特約元利型定額方式の支払額)

- 1.特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元利型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額に第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料)で定まるショッピング利用手数料を加算した額と指定金額のいずれか小さい額を支払うものとします。指定金額を支払う場合には、当該支払金額中に第14条で定まるショッピング利用手数料が含まれるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、第14条で定まるショッピング利用手数料の額が指定金額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

第12条(特約元金型定額方式の支払額)

- 特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額算定方法が特約元金型定額方式であるときには、特約本人会員は、約定支払日に、当該約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額と指定金額のいずれか小さい額に第14条で定まるショッピング利用手数料を加算した額を支払うものとします。

第13条(特約ボーナス併用リボルビング払いの支払額)

- 1.特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法は、以下の判定基準に該当した場合には、第1号にあっては当該該当した日以降、第2号または第3号にあっては第9条第4項に定める日以降、以下の表の平月における支払額の算定方法欄に規定されたところによ

るものとします。

	判定基準	平月における支払額の算定方法
(1)	第3号に該当する場合を除き、第8条第2項第3号に基づき、特約リボルビング払いの支払方式が特約ボーナス併用リボルビング払いとなった場合	楽Pay登録直前の時点におけるショッピング利用代金に係るボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法の別に応じて、第8条第2項第1号または第2号を準用して定まる方法
(2)	第3号に該当する場合を除き、第9条第1項第2号に基づき特約リボルビング払いの支払額の算定方法を特約ボーナス併用リボルビング払いに変更した場合	第9条第1項第2号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いに変更する直前の特約リボルビング払いの支払額の算定方法
(3)	第9条第1項第5号に基づき特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法を変更した場合	当該変更時に選択した平月における支払額の算定方法

2.特約本人会員の特約リボルビング払いの支払額の算定方法が、特約ボーナス併用リボルビング払いであるときには、本人会員は、平月の約定支払日に、前項によって定まる平月における支払額の算定方法の別に従い、第11条または第12条によって定まる平月における支払額を支払い、ボーナス月の約定支払日においては、平月における支払額の算定方法および以下の各号の判定基準欄に定める場合に応じ、それぞれの号のボーナス月支払額欄に定められた金額を支払うものとします。

	平月における支 払額算定方法	判定基準	ボーナス月支払額
(1)	特約元利型定額方式	(指定金額 + ボーナス月加算額) < (当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料)	指定金額 + ボーナス月加算額を加算した金額
(2)		(当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料) ≤ (指定金額 + ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料

(3)		(指定金額 + ボーナス月加算額) < 当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額	指定金額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料 + ボーナス月加算額を加算した金額
(4)	特約元金型定額方式	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 (指定金額 + ボーナス月加算額)	当該ボーナス月の約定支払日に係る締切日における特約ショッピングリボ残高の額 + 第14条で定まるショッピング利用手数料

3.前項の規定にかかわらず、特約ボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、ボーナス月の約定支払日に支払うべき第14条で定まるショッピング利用手数料の額が、指定金額およびボーナス月加算額の合計額を超える場合には、特約本人会員は、当該ショッピング利用手数料全額を支払うものとします。

4.第1項および前項に定めるボーナス月およびボーナス月加算額は、楽Pay登録時点におけるボーナス併用リボルビング払いで指定されていたボーナス月およびボーナス月加算額と同一のものとします。ただし、第9条第1項第2号に基づき支払額の算定方法が特約ボーナス併用リボルビング払いに変更されまたは同項第5号に基づきボーナス月もしくはボーナス月加算額が変更された場合には、同条第2項の規定により準用される会員規約第59条(支払額の算定方法等の変更時に定めるべき事項)第2項の規定により指定されまたは変更された後のものによります。

第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料)

1.第11条から第13条までに定める約定支払日に支払うべき金額のうち、ショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の第10条で定まるショッピング利用手数料の額とします。

2.前項の規定にかかわらず、特約本人会員が、楽Payサービス期間外のショッピング利用により、支払方式がリボルビング払いである債務を負担している場合には、約定支払日に支払うべきショッピング利用手数料は、当該約定支払日の2か月前の締切日翌日から当該約定支払日の前月の締切日までの間の以下の計算式で日々定まる額の合計額(1円未満切捨て)とします。ただし、以下の計算式中の所定ショッピングリボ残高および所定本サービス利用代金等残高の合計額は、100円未満を切り捨てて計算するものとします。

●(楽Payサービス期間外のショッピング利用に係る所定ショッピングリボ残高+所定本サービス利用代金等残高)×リボルビング払いのショッピング利用手数料率÷365

第15条(特約リボルビング払いの臨時加算支払)

特約本人会員は、当行所定の期日までに当行所定の方法で申し込み、当行の承諾を得ることにより、特約リボルビング払いの支払額の算定方法により算定された次回約定支払日に支払うべき金額を、1万円単位で増額することができるものとします。

第16条(事務処理の都合による締切日の変更)

会員規約第105条(事務処理の都合による締切日および約定支払日の変更)第1項の場合には、第10条(本サービス利用代金等のショッピング利用手数料の計算方法)第2項および第3項の締切日は、会員規約第105条第1項により後倒しされた締切日を意味するものとします。

第17条(約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算)

特約本人会員が、会員規約第112条(約定支払日前の弁済およびその手続)に定めるところに従い、特約リボルビング払いの期限の利益を放棄して約定支払日前に支払をする場合のショッピング利用手数料は、会員規約第113条(約定支払日前の弁済ができる範囲)第4項の規定にかかわらず、本サービス利用代金等に係るものについては第10条の規定を準用して計算するものとします。

第18条(特約本人会員による楽Payサービス利用の終了)

1. 楽Payサービスの利用を終了する場合は、特約本人会員は、当行に対し、当行所定の方法でその旨を申し出るものとします。
2. 前項の申出を受けた場合、当行は、遅滞なく当該特約本人会員に係る楽Pay登録を解除するものとします。

第19条(当行による楽Payサービスの適用終了)

当行は、特約会員に以下の各号のいずれかの事由があるときには、あらかじめ、特約本人会員に通知しましたはWEBサービスで用いる当該特約本人会員専用サイトへの掲出その他の特約本人会員が容易に知りうる状態に置くことにより、当該特約会員の楽Pay登録を解除し、楽Payサービスの適用を終了することができるものとします。

- (1)本契約に基づくカード等の分割払い・リボ払い利用可能枠または割賦取引利用可能枠が0円となったとき。
- (2)会員規約第39条(分割払い・リボ払い利用可能枠の範囲での利用)
第2項に規定する未決済残高の合計額が分割払い・リボ払い利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (3)会員規約第40条(割賦取引利用可能枠の範囲での利用)第1項に規定する未決済残高の合計額が、割賦取引利用可能枠を超過した状態が継続し、または繰り返し超過する状態にあるとき。
- (4)特約リボルビング払いの支払額の算定方法が特約元利型定額方式または特約ボーナス併用リボルビング払いのうち平月の支払額の算定方法が特約元利型定額方式である場合であって、第11条第2項または第13条第3項が継続してまたは繰り返し適用される状態にあるとき。
- (5)当行に対する金銭債務の支払を拒みもしくは遅滞しましたはこれらのおそれがあるとき。
- (6)楽Payサービスの利用または支払の態様に照らし、当行の事務処理またはシステム処理に著しい支障を生じさせ、当行が当該利用方法を改めるよう求めてもこれに応じなかったとき。

第20条(楽Payサービス登録解除の効果)

1. 第18条または第19条の規定により楽Pay登録が解除された場合、当該解除日の翌日から、第7条の規定によるリボルビング払いとしての取扱いは行わないものとします。
2. 前項に規定する場合、当該登録解除時点以後、第8条第1項の規定は適用されないものとし、特約本人会員は、特約ショッピングリボ残高につき、楽Payサービス登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額の算定方法の別に応じ以下の表で定められるところ(ただし、元利型定額方式にあっては指定金額を毎月の支払金額とし、元金型定額方式にあっては指定金額を支払元金額とします。)により支払うものとします。

この場合においてボーナス併用リボルビング払いの平月における支払額の算定方法については、第1号および第2号を準用します。

	楽Pay登録解除時点における特約リボルビング払いの支払額算定方法	楽Pay登録解除後のショッピング利用に係るリボルビング払いの支払額算定方法
(1)	特約元利型定額方式	元利型定額方式
(2)	特約元金型定額方式	元金型定額方式
(3)	特約ボーナス併用リボルビング払い	ボーナス併用リボルビング払い

3. 楽Pay登録が解除された場合であっても、本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料は、なお、第10条に定めるところに従い計算するものとします。第14条(約定支払日に支払う特約リボルビング払いのショッピング利用手数料)、第16条(事務処理の都合による締切日の変更)および第17条(約定支払日前の支払とショッピング利用手数料の計算)の規定は、楽Pay登録が解除された以降の本サービス利用代金等に係るショッピング利用手数料の計算および支払につき準用します。

第21条(本特約の変更)

会員規約第126条第1項の規定は、本特約を変更する場合に準用します。
〈別紙A 「楽Pay」特約定義集〉

(1)	指定金額	本特約に従い特約本人会員によって指定された金額であって、特約リボルビング払いの毎月の約定支払額を定めるために用いられるものをいいます。
(2)	特約会員	特約本人会員または特約本人会員に係る家族会員をいいます。
(3)	特約ショッピングリボ残高	任意の時点における、楽Pay登録日までのショッピング利用により本人会員が負担するショッピングリボ残高（楽Pay登録後に支払方式がボーナス一括払いからリボルビング払いに変更されたことによるものを含みます。）と本サービス利用代金等の残高の合計額をいいます。
(4)	特約本人会員	楽Payサービスが適用される本人会員をいいます。
(5)	特約リボルビング払い	毎月の約定支払日における支払額の算定方法につき、本特約に定められた内容によるものとするリボルビング払いをいいます。
(6)	本サービス利用代金等	楽Payサービス期間中に新たに負担した金銭債務のうち、ショッピング利用手数料の計算につき本特約に定められた内容によるものとして本特約に定められた金銭債務をいいます。

(7)	楽 Pay サービス	特約ショッピングリボ残高につき特約リボルビング払いとともに、本サービス利用代金等につき本特約に定められた内容によりショッピング利用手数料を計算することとするサービスをいいます。
(8)	楽 Pay サービス期間	楽 Pay 登録日の翌日以降本特約の定めにより楽 Pay 登録が解除される日の満了までをいいます。
(9)	楽 Pay 登録	本人会員が特約本人会員であることを当行のシステムに記録することをいいます。
(10)	楽 Pay 登録期間	楽 Pay 登録がされた時点から、本特約の定めに従い楽 Pay 登録が解除された時点までをいいます。